

## 平成26年度 国民健康保険のお知らせ

平成26年度の国民健康保険税の  
改定について

① 5割軽減および2割軽減の対象となる世帯を拡大します。平成25年

■表1 平成26年度税率と課税限度額(年額)  
( )内は平成25年度の税率と課税限度額

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分 (40～64歳の方)
所得割	加入者の所得(※)の合計 × 6.63 (6.09) %	加入者の所得(※)の合計 × 2.44 (2.62) %	加入者の所得(※)の合計 × 2.33 (2.44) %
被保険者均等割	被保険者1人につき 18,300 (17,700)円	被保険者1人につき 6,300 (6,900)円	被保険者1人につき 8,100 (8,100)円
世帯別平等割	1世帯につき 46,500 (48,000)円	1世帯につき 16,800 (18,000)円	1世帯につき 14,700 (15,900)円
課税限度額	510,000 (510,000)円	160,000 (140,000)円	140,000 (120,000)円

※「所得」とは、総所得金額等から33万円を引いた金額

度まで、5割軽減は2人以上の世帯が対象でしたが、単身世帯も対象とします。また、2割軽減の対象となる所得基準額を引き上げます。

② 中間所得層の国民健康保険税負担の軽減を図るため、後期高齢者支援金分と介護分の課税限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、医療分とあわせて1年分の合計額が81万円になります(表1)。

国民健康保険税(本算定)の納税  
通知書を7月中旬に送付します

納税通知書に記載された税率や自分の課税明細を確認し、納期限までに最寄りの金融機関またはコンビニエンスストアで納めてください(ゆうちょ銀行・郵便局については、愛知・岐阜・三重・静岡県に所在するもので納期限内に限りです)。また、指定の口座から納期限ごとに自動的に振り替えて納付のできる「口座振替」は、納付忘れが無くとも便利です。口座振替を希望する方は、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。

問い合わせ 国保年金課(西館1階 ☎51・2295)

納税義務者は世帯主です

世帯主が勤め先の健康保険や後期高齢者医療に加入している場合、国民健康保険税の計算の対象からは除外されますが、同じ世帯内に国民健康保険の加入者がいれば、その方の国民健康保険税として原則世帯主あてに納税通知書などを送付します。

軽減・減免制度について

国民健康保険税は、前年中(平成25年1月1日～12月31日)の所得によって算定しますが、世帯全員(世帯主・国民健康保険の被保険者・特定同一世帯所属者(※1)の所得の合計金額が一定額以下の場合には、均等割と平等割を減額する制度があります。世帯主が社会保険など他の健康保険に加入している場合でも、軽減・減免の判定所得に含みます。また、所得の申告が済んでいないと国・市の制度による軽減・減免適用の判定ができませんので、申告をお願いします。所得が無い方も申告してください。

■表2 国民健康保険税軽減基準

軽減の割合	対象	申請
7割	前年の合計所得が33万円以下の世帯	不要 (自動 適用)
5割	前年の合計所得が33万円に被保険者および特定同一世帯所属者一人につき24万5千円を加算した額以下の世帯	
2割	前年の合計所得が33万円に被保険者および特定同一世帯所属者一人につき45万円を加算した額以下の世帯	

※1 後期高齢者医療への加入により国民健康保険を脱退し、引き続き同一世帯にいる方

■軽減(国の制度)

世帯の前年所得金額の合計が一定金額以下の場合、その金額に応じた均等割・平等割の金額から7割・5割・2割を減額します(表2)。

### ■減免(市の制度)

市民税所得割が非課税の世帯の場合、均等割・平等割の金額から12%・24%・44%を減額します(表3)。

■表3 減免(市の制度)

減免の割合	対象	申請
12%	表2の7割・5割軽減世帯に該当し、市民税所得割が非課税の世帯	不要 (自動適用)
24%	表2の2割軽減世帯に該当し、市民税所得割が非課税の世帯	
44%	上記以外で、市民税所得割が非課税の世帯	

### ■非自発的失業者の軽減(国の制度)

リストラや倒産など非自発的に離職した方を対象とした国民健康保険税の軽減措置です。雇用保険の特定受給資格者(リストラ、倒産などの事業主都合による離職)および特定理由離職者(雇用期間満了など)による離職)の前年給与所得を、申請により100分の30とみなして税額算定します。軽減を受けるためには市役所国保年金課窓口での申請が必要です(窓口センターでは申請できません)。

**対象** 「雇用保険受給資格者証」で特定受給資格者または特定理由離職

者であることが確認できる方(表4)

※「特例受給資格者証」と「高年齢受給資格者証」をお持ちの方は対象となりません **申請に必要な物** 雇用保険受給資格者証(原本)と認印 **その他** 軽減期間は平成22年4月1日以降について適用され、離職日の翌日の属する月から、その翌年度末までです

■表4 非自発的失業者の軽減(国の制度)

雇用保険受給資格者証(平成21年3月31日以後の離職の方)		離職理由の欄の番号	申請
特定受給資格者	倒産・解雇などによる離職	11、12、21、22、31、32	必要
特定理由離職者	雇用期間満了などによる離職	23、33、34	

### ■所得割計算方法の変更に伴う激変緩和措置

平成25年度から、所得割の計算方法が「市民税所得割方式から」所得比例方式」に変更されました。国民健康保険税の計算方法が変わることにより、税額が増加する世帯への緩和措置として、所得比例方式と市民税所得割方式で平成26年度の税額を計

算し、所得比例方式での計算額が市民税所得割方式での計算額より多い場合は、差額の3分の2を減額します。緩和措置は自動適用のため、申請は必要ありません。

### ■その他の減免

災害・疾病・事業の廃止などにより国民健康保険税の納付が困難になった場合、申請によって減免を受けられることがあります。また、住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当している方で、前年の合計所得金額が125万円以下の場合、申請により所得割相当額を減免します。詳しくは、国保年金課にご相談ください。

### ■後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険税の緩和措置

平成20年度以降、75歳以上の方(一定の障害のある方は65歳以上)が後期高齢者医療制度に移行した影響を少なくするため、一定期間緩和措置があります。

### (1)「特定同一世帯所属者」世帯における軽減・減免の取り扱い

- ①特定同一世帯所属者を含めて軽減・減免判定を行います
- ②特定同一世帯所属者と同一世帯の国保単身世帯は、移行から5年を経過する月の属する年度までは平等割が半額になり、その翌年度から3年間は平等割が4分の3にな

ります

### (2)旧被扶養者(※2)の減免

- ①所得割が免除になります
- ②7割・5割軽減に該当しない場合、均等割が半額になります
- ③旧被扶養者のみの世帯で、7割・5割軽減に該当しない場合は、平等割が半額になります(ただし、特定同一世帯所属者の緩和措置に該当する方を除く)

※2 会社などの健康保険の加入者本人(任意継続を含む)が後期高齢者医療制度へ移行した時に、国民健康保険に加入した65〜74歳までの被扶養者

